

全体構想編 II：都市基本計画・都市整備方針

「伊豆の国市の将来都市構造」を実現するため、各都市計画分野におけるまちづくりの方針を明らかにします。

1. 土地利用

自然環境とのバランスがとれた土地利用を、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に行うものとします。そして、都市の持続的発展を継続するために必要な安全性、利便性、快適性を備えるとともに、個性豊かで活力に満ちた秩序ある都市形成を目指します。

そして、今後の都市のあり方とされている集約連携型都市構造（コンパクト＋ネットワークシティ）を実現するため、将来土地利用の方針を以下のとおりとします。

(1) 土地利用の基本方針

①安全で安心な土地利用

地震や風水害等、予想される自然災害から市民の生命と財産を守ることは、豊かな生活を確保するための基本です。そのため、災害リスクの高い地域では、適切な防災・減災対策や土地利用の制限等、災害に強いまちとなる土地利用を進めます。少子化の進行と高齢化が進展するなかで、市民誰もが健康で、安心して生活できる環境づくりに配慮した土地利用を進めます。

②公共の福祉を優先し、地域の活力と利便性を高める土地利用

市民生活の環境向上を図るため、公共の福祉を優先した適正な土地利用の誘導や生活基盤の整備等を進めます。伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅周辺は、公共交通の持つ利便性を活かした土地利用の誘導を図るとともに、温泉や本市固有の歴史・文化資源等を効果的に活用し、地域の活力と利便性を高める土地利用を進めます。

③豊かな自然環境と共生し、地域資源を生かした土地利用

本市は富士山を望む良好な眺望景観や、狩野川流域一帯に広がる田方平野の田園風景等の自然資源、歴史・文化資源が豊富です。これらの美しい景観の保全と形成、自然環境の保全・保護を図る土地利用を進めます。

④市民や民間の参画と連携による計画的な土地利用

地方分権の進展に対応して、土地利用も、市民や民間の理解のもとに合理的かつ計画的に進める必要があるとともに、地域コミュニティを活用した市民参加型のまちづくりが求められています。

このため、市と市民や民間との連携により、適切かつ効果的な施策を検討し、計画的な土地利用を進めます。

(2) 拠点ごとの土地利用・整備方針

①中心拠点

- ◆ 鉄道は本市の主要な公共交通手段であるため、利用者に使いやすい施設として、駅及び駅周辺を含めた整備を推進します。
- ◆ 伊豆長岡駅周辺は、交通軸である基幹的交通路線（伊豆箱根鉄道駿豆線及び基幹的交通路線となるバス路線）の結節点である伊豆長岡駅周辺の利便性を生かし、商業・業務・福祉・子育て支援・行政機能等の都市機能の集積を図ります。
- ◆ 田京駅の周辺は、交通軸である基幹的交通路線（伊豆箱根鉄道駿豆線）の結節点である田京駅周辺の利便性を生かすとともに、既存の医療・福祉・子育て支援・教育文化・行政機能等の都市機能の集積の再編を図ります。
- ◆ 市役所周辺の行政機能の強化や順天堂大学医学部附属静岡病院を中心に医療機能の拡大とともに、温泉街の再生や温泉駅の再整備など、行政・医療・福祉機能等の都市機能の集積の融合に努めます。

②地域生活機能拠点

- ◆ 原木駅、菰山駅、大仁駅の周辺は、駅の利便性を生かし、地域生活機能（医療（一般診療）・福祉、商業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）・行政機能等）の維持・充足に努めます。

③産業・業務立地拠点

- ◆ 新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道の整備（市内を南北に貫通する国道 136 号バイパス（伊豆中央道、修善寺道路）を介して月ヶ瀬 IC までの区間が開通）や、開通した東駿河湾環状道路により高まった利便性を生かし、伊豆中央道長岡北 IC 周辺の低・未利用地等については、産業・業務用地の誘導・整備を行います。
- ◆ 今後の社会情勢や広域的な機能連携に配慮しつつ、必要に応じて新たな産業・業務（事務所、研修所等）用地を確保します。特に、伊豆中央道長岡北 IC 周辺の低・未利用地等については、地域振興や経済活性化につながる土地利用を誘導します。
- ◆ 産業・業務立地拠点の形成にあたっては、周辺環境との調和に配慮します。

④新サービス業拠点

- ◆ 国道 136 号バイパス（修善寺道路）の大仁中央 IC 周辺地域や大仁南 IC 周辺地域については、時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積を誘導します。

⑤観光・レクリエーション拠点

- ◆ ジオサイトとして位置付けられている葛城山・城山周辺は、大地がつくり出した自然景観を適切に保全するとともに、スポーツ・アウトドアアクティビティによる新たな魅力づくりや、美しいパノラマビューを生かす環境づくりを進めます。
- ◆ 古奈温泉及び長岡温泉周辺は、温泉文化の新たな価値創造による温泉場の魅力づくりを進めるとともに、長岡温泉と古奈温泉をつなぐ源氏山の環境整備を進めます。
- ◆ 葦山反射炉周辺、江川邸及び葦山城跡周辺は、歴史上の人物も眺めた伊豆の国の景観ストーリーを創造するとともに、歴史・文化資源の見える化とネットワークづくりを進めます。



葛城山から田方平野を望む

(3) エリア別の土地利用・整備方針

①市街地エリアの土地利用

ア 住宅地区

- ◆ 市街化区域内の住居系用途地域に指定されている地域を、住宅地区に設定します。
- ◆ 住居専用地域に指定されている地域など、既に、良好な住環境が確保されている地区においては、低密度でゆったりとした閑静な生活環境の維持、保全、あるいは増進を図り、その他の地域では、生活の利便性確保・向上のため、生活利便施設（スーパーなどの中規模商業施設も含む）は立地可能とし、住環境を守るため、大規模な店舗や事務所等の立地は規制します。
- ◆ 道路や公園の整備が不十分な地域及び低未利用地においては、面的基盤整備や地区計画の導入等により、適切に道路、公園等の配置を推進し、良好な住宅地の形成を市民とともに検討します。
- ◆ 密集市街地等においては、安全で快適な住環境を創出するため、狭あい道路の解消や耐震診断、耐震補強を推進します。

a 居住誘導区域

- ◆ 少子高齢化、人口減少という成熟型社会の更なる進展に対し、社会的、経済的、環境的な視点を踏まえ、将来にわたり持続可能な都市の維持・形成を図り、地域活性を推進するために、立地適正化計画において居住誘導区域とした区域では、まちづくりを積極的に推進します。
「居住誘導区域」は、人やもの、都市の基盤が集まり、安全で安心、利便性の高い良好な市街地環境を今後も維持するために、市街化区域内において、積極的、優先的に居住区域の維持、更新、整備を行う地域であるため、区域内への適切な居住の誘導を図ります。
- ◆ 居住誘導区域内で新たに自然災害による甚大な影響が生じた場合には、居住誘導区域からの除外を視野に入れた検討を行います。

b 居住誘導区域に含まない区域／居住検討区域

／将来的に居住検討区域の設定について検討する区域

- ◆ 立地適正化計画において、市街化区域内の居住誘導区域に含まない区域（災害の危険性等現状の土地利用規制を再認識すべき区域）とした区域については、市民に対し災害の危険性等、現状の土地利用規制の認識向上を図ります。
また、この区域において個別建て替えの際に受け皿となる土地が必要となります。
そのため、都市再生特別措置法に基づく届出・勧告制度による周知（事前の情報提供）を行うとともに、居住誘導区域へ緩やかに移転を誘導します。加えて、土地利用状況、各種法規制の状況等を踏まえ、鉄道駅周辺に安全で利便性の高い市街地を構築するために都市計画制度を活用し、市街化区域への編入を検討する区域（居

住検討区域、将来的に居住検討区域の設定について検討する区域) について検討を進めます。

- ◆ 鉄道駅周辺に安全で利便性の高い市街地を構築するために、立地適正化計画において、独自に「居住検討区域」とした区域「伊豆長岡駅東側地区」、「田京駅西側地区」、「国道 136 号及び伊豆中央道大仁南 IC 周辺地区」では、都市計画制度を活用し、市街化区域への編入の検討を推進します。
- ◆ 韮山駅周辺を上記に準ずる区域として、「将来的に居住検討区域の設定について検討する区域」とし、市街化区域への編入を検討します。

c 地区計画

- ◆ 順天堂大学医学部附属静岡病院の病院機能拡張を進め、将来の診療ニーズに対応していきます。

「田方広域都市計画地区計画 伊豆長岡医療拠点地区計画」に基づき、景観保全（建築物の形態・意匠）、生活環境改善（壁面後退等）を図ります。

イ 商業地区

- ◆ 市街化区域内の商業系用途地域に主に指定されている地域を、商業地区に設定し、商業・業務の集積を図り、利便性向上や地域のにぎわい創出を目指します。

a 都市機能誘導区域

- ◆ 立地適正化計画において「都市機能誘導区域」とした「伊豆長岡駅周辺区域」、「田京駅周辺区域」、「温泉駅周辺（順天堂大学医学部附属静岡病院周辺及び温泉駅、市役所周辺）区域」は、都市機能増進施設を積極的に誘導し、都市機能の集積と魅力の向上を図ります。
- ◆ 伊豆長岡温泉周辺では、観光商業地としてにぎわいを創出するため、観光客の需要に対応した宿泊施設や土産物店等の観光商業施設の集積を図るとともに、基幹的公共交通路線の交通結節点である温泉駅を核としたまちづくりを検討します。

b 地域生活機能拠点

- ◆ 韮山駅周辺は、交通利便性は優位であるものの、居住誘導区域内での都市機能の集積が比較的進んでいない状況であること、市街化区域及び用途地域の指定状況が整わないことから、「都市機能誘導区域」を設定しません。一方で、上位・関連計画における位置づけがあることから、市が独自に「地域生活機能拠点」を設定し、地域生活サービスの向上を図っていきます。公共施設の再配置などのタイミングにおいて、地域コミュニティ機能や防災機能の付加を検討していきます。

ｃ その他の商業地区

- ◆ 伊豆箱根鉄道駿豆線の大仁駅を中心とした地区においては、商業地及び近隣商業地として周辺地区住民の暮らしを支える商業地の形成を図ります。
- ◆ 新たな商業系土地利用地区として、新サービス業拠点を設定します。新サービス業拠点は、伊豆地域の中核的商業集積地として、国道136号バイパス（修善寺道路）の大仁中央IC周辺地域や大仁南IC周辺地域を設定し、時代の変革に対応する企業の誘致や地域に密着したサービス業の集積を誘導します。この拠点周辺では、既存市街地に隣接する新たな市街地を形成するため、計画的な土地利用の誘導を図ります。

ウ 工業地区

- ◆ 市街化区域内の工業地域に指定されている地区を、工業系土地利用地区に設定します。
- ◆ 地域産業の支えとなる工業地として機能の集積・強化を図るとともに、周辺の住環境に配慮し、緑化等を検討します。
隣接する住宅地と調和するため、安全性に配慮した道路拡幅や交差点改良により、幹線道路へのアクセス性の向上を図ります。
- ◆ 工業地区内の低未利用地にあっては、住宅地内に点在する既存不適格工場等の集約移転地として検討します。
- ◆ 今後の社会情勢や広域的な機能連携に配慮しつつ、交通利便性の高いIC周辺等に工業用地が必要な場合には新たな工業用地の確保について検討します。

②集落地エリアの土地利用

ア 集落地区

- ◆ 市街化調整区域に点在する江間地区や浮橋地区等の既存集落、丘陵地に開発された住宅地や別荘地を集落地区に設定します。
- ◆ 自然と調和した良好な生活環境や風景を維持しつつ、生活基盤施設の整備や災害に対する安全性の確保などを図ります。整備にあたっては、集落幹線道路や生活道路等の生活基盤や合併処理浄化槽等の普及促進による公共用水域の水質汚濁防止、河川改修等の災害に対する安全性の確保を推進し、生活環境の維持・向上を図ります。

- ◆ 高齢化や人口減少等が著しい集落地区にあつては、地域コミュニティの維持、当該集落の歴史の継承等を図る方策を検討します。また、市の移住・定住施策との整合や集落の維持という視点などから土地利用施策を検討していきます。
- ◆ 周辺の田園、山林等の地域固有の魅力ある集落環境は、郷土への愛着を育む要素であるため、その環境を後世に引き継ぐとともに、活用を図ります。
- ◆ 箱根山麓から続く丘陵地に開発された住宅地や別荘地では、周辺の自然環境と調和し、緑に囲まれた低密度でゆとりある住宅地の維持・管理を図ります。
- ◆ 地域住民参加のもと、建築協定や緑地協定等の導入を検討し、住環境の維持・保全を図ります。

a 地区計画

- ◆ 本市が進めている健康長寿を目指すまちづくりの推進プロジェクトによる医療機関等との連携を踏まえた新機能の導入による働く場の確保と共に健康寿命の延伸施策の推進を図るため、地区計画の適用を検討します。スプロール化が進行している国道 136 号沿線については、新機能の導入も見据えて市街化調整区域における地区計画の適用についても検討します。

③自然環境保全エリアの土地利用

ア 農業地区

- ◆ 農振農用地区域に指定されている区域を農業地区に設定します。
- ◆ 農業地区は、生産機能だけでなく、災害防止や郷土景観形成といった公益的機能も持つため、その維持・保全に努めます。また、農道整備の実施等により、良好な生産環境を維持します。
- ◆ 周辺集落地区との連携により、農業の担い手の育成や、恵まれた自然環境を生かし自然や農業を体験しながら滞在するグリーンツーリズムを推進します。

イ 自然環境保全地区

- ◆ 市内に広く分布する森林区域等を、自然環境保全地区に設定します。
- ◆ 水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能が十分発揮できるよう、維持、保全を図るとともに、豊かな自然にふれあえる交流の場として、遊歩道や広場の整備を推進します。

（４）地域独自の土地利用方針

①地域別構想区域

- ◆ 地域独自のまちづくりの推進を図る区域として、各地域の将来性の高い場所に対して地域別構想区域を設定します。

②その他

- ◆ 公園緑地と交通施設、レクリエーション施設、供給処理施設は、市民生活の利便性、快適性の向上等を図るため、市民の需要等に配慮しつつ、必要な用地を確保します。
市内に存在する歴史・文化資源は、文化の育成や伝承を図るため、その保全・活用に努めます。
その他、低・未利用地は、周辺土地利用等との調和に配慮しながら、産業誘致や居住用地への転換等も視野に有効利用を進めます。

2. 都市交通

将来の土地利用と整合のとれた交通体系の整備を図り、秩序ある都市形成を目指します。拠点間及び拠点と居住地との連携強化に資する既存の公共道路線及び道路網の維持・整備を進めます。

高齢社会への対応や交通混雑の緩和及び環境への配慮、そして計画的な土地利用等を図るため、総合的な交通計画が必要とされます。そのため、「伊豆の国市地域公共交通基本計画」及び「東伊豆・中伊豆地域公共交通網計画」に基づき、将来の土地利用と整合のとれた交通体系の整備により、地域に根差した公共交通網の構築を図り、秩序ある市街地形成を誘導するとともに、拠点間及び拠点と居住地との連携強化に資する道路網の整備を進め、集約連携型都市構造（コンパクト＋ネットワークシティ）の実現を支えます。

また、鉄道、バス等の公共交通の利用促進を図るとともに、自動車交通との連携を図り、高齢化社会に対応した適正な機能分担とそれらの体系化を図ります。

なお、交通施設計画にあたっては交通需要管理にも十分配慮し、効率的な交通体系の構築を図ります。

施設整備にあたっては、高齢者や障がい者も含めたすべての人が、快適に、安心して移動できるよう、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

（1）道路の配置・整備方針

①幹線道路

<広域幹線道路>

- ◆ 広域から市へのアクセスの中心となる広域幹線道路は、市内を南北に走り自動車交通の用に供する道路を位置付けます。
- ◆ 広域幹線道路である伊豆縦貫自動車道は、市内を南北に貫通する国道136号バイパス（伊豆中央道・修善寺道路）を介して月ヶ瀬ICまでの区間が開通しています。
 - ・国道136号バイパス（伊豆中央道・修善寺道路）、伊豆縦貫自動車道（構想路線）、伊豆スカイライン
- ◆ 自動車専用としての機能を考慮し、幹線道路と連携して広域的な交通や都市内の交通を適切に処理できるよう配置します。
- ◆ 広域幹線道路の配置・整備にあたっては、周辺環境に及ぼす影響等に配慮します。

<主要幹線道路>

- ◆ 主要幹線道路は、市内の拠点間を連絡し、広域幹線道路と連携して周辺市町との広域連絡の手段となる道路、災害発生時の骨格となる道路啓開路線と各拠点を結ぶ道路を位置付けます。
 - ・国道 136 号、国道 414 号
 - ・3・6・5 静浦長岡線（国道 414 号静浦バイパス）、県道静浦港葦山停車場線（県道 134 号）、市道葦 2-11 号線、市道葦 1115 号線（旧富士見パークウェイ）
 - ・県道伊豆長岡三津線（県道 130 号）、県道葦山伊豆長岡修善寺線（県道 129 号）、県道古奈伊豆長岡停車場線（県道 131 号）、3・5・11 伊豆長岡駅前通り線
 - ・県道函南停車場反射炉線（県道 136 号）
 - ・主要地方道伊東大仁線（県道 19 号）等
- ◆ 主要幹線道路の配置にあたっては、沿道環境や景観に配慮します。
- ◆ 市内交通網の骨格の中心としての役割を担うため、利便性向上・安全性向上を図り、道路拡幅や交差点改良等の整備を推進します。

②地域内幹線道路・補助幹線道路

<地域内幹線道路>

- ◆ 地域内幹線道路は、主に市の拠点間や、市街地と市内各地を結ぶ道路を位置付けます。
 - ・県道葦山伊豆長岡修善寺線（県道 129 号）の幹線道路以外の区間
 - ・主要地方道熱海大仁線（県道 80 号）、県道田原野函南停車場線（県道 135 号）
 - ・県道葦山葦山停車場線（県道 133 号）、県道葦山反射炉線（県道 132 号） 等
- ◆ 市街地と市内各地との連携を深めるため、幹線道路と併せて、本市の骨格となる道路網を形成します。
- ◆ 道路の配置にあたっては、国道 136 号等の幹線道路の渋滞解消や円滑な土地利用等に配慮します。整備にあたっては、市街地環境に配慮し、歩道の緑化等を推進します。
- ◆ 交通の円滑化と安全性の確保を図り、地域内幹線道路の拡幅、歩車道の分離、交差点改良等の整備を推進します。

<補助幹線道路>

- ◆ 補助幹線道路は、幹線道路、地域内幹線道路とともにネットワークを構築する道路を位置付けます。
 - ・市道葦 2-14 号線 ・市道葦 1115 号線 ・市道大 105 号線 ・市道大 107 号線 等
- ◆ 道路網の形成にあつては、既存の道路網との整合性を図りつつ、幹線道路と生活道路との連携強化を図ります。また、将来、増加が予想される交通量やパーソントリップ調査等の結果を尊重します。

③生活道路

- ◆ 市民の日常生活に使われる生活道路は、各宅地へのサービス向上と土地の有効利用が図れるよう整備を推進します。
- ◆ 具体的には、市街地における低未利用地への新たな道路整備や既存道路の拡幅を検討します。
- ◆ 生活道路の整備にあたっては、安全な歩行者空間と十分な道路幅員の確保に配慮します。具体的には、狭あい道路の整備や危険な交差点の解消及び障がい者や高齢者対策としてのユニバーサルデザインの導入等を、各地域の状況に合わせ推進します。

(2) 交通結節点の形成方針

- ◆ 交通結節点となる伊豆箱根鉄道駿豆線各駅及び温泉駅では、結節機能の強化を図り、公共交通の連絡強化を推進します。
- ◆ 駅周辺の整備にあたっては、歩道段差や勾配等の改善などの周辺施設整備や分かりやすいサインの設置・整備及びインフォメーションセンターの整備等、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。
- ◆ 伊豆長岡温泉への玄関口となる温泉駅とその周辺地域は、路線バスの交通結節点として機能の充実や利用者の利便性向上を図るため、温泉駅管理者等と連携して整備を進めます。整備にあたっては、周辺の温泉街のまちなみ景観に配慮します。
- ◆ 自動車交通での市への主要な入り口となる国道 136 号バイパス（伊豆中央道・修善寺道路）の各 IC や江間 IC 周辺等では、その機能の拡充を図り、周辺道路の拡幅や交差点の改良を推進します。
- ◆ 幹線道路である国道 136 号等の渋滞解消を図るため、国道 136 号と平行に走る伊豆縦貫自動車道（構想路線）と市道葦 1115 号線（旧富士見パークウェイ）及び主要地方道伊東大仁線（県道 19 号）との結節点では、IC の配置を関係機関に要請するとともに、周辺道路の拡幅や交差点の改良を推進します。また、国道 414 号の渋滞解消を図るため、既に沼津市内で着工されている静浦長岡線（国道 414 号静浦バイパス）の整備促進を関係機関に要請します。
- ◆ 国道 136 号と県道葦山反射炉線（県道 132 号）の交差箇所は、渋滞の解消が課題であり、幹線道路から葦山反射炉に向かうルート of 結節点であるため、交差点改良を関係機関に要請します。
- ◆ 東駿河環状道路及び国道 136 号函南三島バイパスと国道 136 号、県道熱海函南線（県道 11 号）及び函南停車場反射炉線（県道 136 号）の交差箇所（函南町）は、本市の北側からの入口であるため、結節点機能の強化を関係機関に要請します。

(3) 拠点を結ぶ公共交通ネットワークの方針

都市機能や居住の誘導効果により、「都市機能誘導区域にアクセス可能な、速達性・定時制・利便性の確保を目的とした公共交通網」の維持を目指します。

ただし、基幹的公共交通路線である、伊豆箱根鉄道駿豆線の各駅に近接した「市街化区域や市街化調整区域の集落等」と駅から離れた「市街地や市街化調整区域の住宅団地や集落等」では、公共交通サービスのあり方は異なると考えられます。

そのため、これらを区分した上で、公共交通と交通環境の形成方針を設定します。

①基幹的公共交通路線（鉄道）の維持

- ◆ 将来に渡り日常生活の大切な交通手段であるため、駅周辺においてまちづくりを推進し、ゆるやかに駅周辺への都市機能や居住を誘導することで、現在の乗降客数の減少抑制を図ります。

②基幹的公共交通路線（バス）の充実

- ◆ 将来に渡り日常生活の大切な交通手段であるため、公共交通事業者と協議しながら運行形態や頻度を見直します。
- ◆ 「都市機能誘導区域」である、「伊豆長岡駅周辺」と「温泉駅周辺」とを結ぶ基幹的公共交通路線（バス）を幹線と位置づけます。
- ◆ 温泉駅と最終目的地を結ぶ超近距離交通手段として、モビリティ機能（スモールモビリティ）の導入検討を行います。

③都市機能誘導区域や駅から離れた「市街地や市街化調整区域の住宅団地や集落等」との移動手段の構築

- ◆ 一部の住宅団地や集落等と鉄道駅とを結ぶ公共交通（既存の路線及び自主運行バス、予約型乗合タクシー）や、管理組合によるタウンバス等、そして、自動運転システム実用化の動向にも注視したうえで、地域の実情に即した持続可能なアクセス手段の確立を図っていきます。
- ◆ 上記により、地域での一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持し、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう配慮します。
- ◆ 地域住民が主体となった運営組織とともに運行基準を満たすことのできる持続可能な公共交通網の形成を推進します。

④公共交通の利用環境の改善

- ◆ 交通系 IC カードを活用した乗り継ぎの改善策を要請します。観光等との連携等により、鉄道やバス利用の利便性の向上を目指します。
- ◆ 地域交通計画の策定を検討し、地域の移動ニーズにきめ細かく対応していきます。

⑤車と公共交通の併用を考慮し市街地に利用しやすい、駐車場の確保の検討

- ◆ 交通事業者等との連携により、車と公共交通の併用を考慮した駐車場の確保に努めます。

3. 都市環境・景観

恵み豊かな自然を守り、引き継いでいくため、市と市民や民間が相互に連携し、環境意識を向上させ、生活環境や自然環境の保全に努めます。環境負荷の少ないまちづくりを一層進め、快適で潤いのある生活環境の創造を目指します。

2018年4月17日、伊豆半島はユネスコ世界ジオパークに認定されました。世界に認められた地質学的価値を後世に引き継いでいくとともに、伊豆半島ジオパークの魅力を国内外へ発信していきます。

(1) 公園・緑地の整備方針

玄岳から亀石峠までの一連の山並み、狩野川等の河川は、都市の骨格を形成する自然の緑地として保全を図ります。

自然のうち、緑については、身近な緑環境を守り育てていくために、緑の基本計画や景観計画をはじめとする各個別計画の方針に基づき、既存の公園・緑地の適正な維持・管理を行っていくとともに、市街地等の緑地が少ない箇所への、新たな公園・緑地を適切に配置します。

公園・緑地が持つ防災等の公益的機能を考慮した整備を図るとともに、誰もが快適に使えるユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

①公園・緑地の配置方針

<環境保全系統>

- ◆ 市の象徴的な自然である葛城山、源氏山、守山、城山等の山地から丘陵地にかけて連なる緑は、動植物が生息するための重要な緑であるため、保全します。
- ◆ 都市の歴史的風土を構成する韮山反射炉や江川邸等の史跡・遺跡周辺の緑や、自然とのふれあいの場である運動公園や地区公園の緑は、拠点施設の緑として保全・活用、あるいは創出を図ります。
- ◆ 駅前広場周辺の緑地、街路樹、緩衝緑地帯、緑道、学校をはじめとする公共施設の緑地、公園、社寺林、民間施設緑地等の市街地の身近な緑は、市民の生活に関連した緑として、保全・活用、あるいは創出を図ります。
- ◆ これらを繋ぐ狩野川を代表とする河川も環境保全系統の緑地に位置付け、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ◆ 産業・業務立地拠点では、施設の立地とあわせて必要となる緑を確保します。

＜レクリエーション系統＞

- ◆ 市内の温泉地や、葦山反射炉、江川邸等の史跡・遺跡、市民の森浮橋等の緑地を、自然観察や野外レクリエーションなどの野外活動の拠点として、自然とのふれあいのほか、歴史に親しむ施設として活用します。
- ◆ 市の観光・レクリエーション需要に対応する拠点的施設（キャンプ場、道の駅、ゴルフ場）、日常的レクリエーション需要に対応する身近な施設（スポーツ広場、公園、ハイキングコース）及びその他水辺のレクリエーション施設（サイクリングロード、親水公園、散歩道）周辺の緑地は、市民並びに訪れた人々が楽しめる施設として整備します。
- ◆ 市内各地に分布するジオサイトや景観も楽しめる散策ルート等の整備を行います。
- ◆ 各種公園・緑地間を、既存の水路やハイキングコースなどで有機的に結び、緑道ネットワークを形成します。

＜防災系統＞

- ◆ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、その他土砂災害の危険性のある地域及びその周辺地、市街地における溢水、湛水等の災害発生のおそれのある地域は緑地として保全を図ることで土砂災害等の自然災害を未然に防止します。特に、内水対策については、流域治水プロジェクトに基づき、公園等の公共施設を利用した流出抑制対策や調整池機能の確保を行い、治水機能の向上を図ります。
- ◆ 震災時等に住民が緊急に生活できる身近な防災拠点として、歩いて行ける範囲に身近な公園の配置を推進します。
- ◆ 大規模公園や学校の運動場等は、緊急時に市民が避難する防災拠点として、保全、整備を図ります。
- ◆ 街路には、延焼防止機能等を高めるため、街路樹を配置・整備するとともに、避難路となる街路では、地区計画等の導入により、ブロック塀の設置の制限や、壁面のセッバックによる安全性の確保を図る他、既存ブロック塀の耐震化を推進します。
- ◆ 非常時に防火用水、生活用水、飲料水等を提供し、延焼遮断帯ともなる河川の整備を推進します。
- ◆ 鉄道や主要幹線道路沿いでは、騒音・振動等の公害を緩和するため、街路樹の植樹や緩衝緑地の整備を図ります。
- ◆ 密集市街地や温泉街では、火災発生時等に対応するため、重要な避難地として公園などのオープンスペースを確保します。
- ◆ 発災時の対応準備をソフト・ハード両面で推進するとともに、市と市民や民間、そして地域一体で発災時の支援体制の確立を図ります。

<景観構成系統>

- ◆ 本市の自然景観、歴史・文化景観、街並み景観、農地景観及び富士山の眺望景観等は、伊豆の国市景観計画に基づき良好な景観形成の促進を図ります。
- ◆ 景観に配慮したまちづくり（景観重点整備地区の指定数の増加、屋外広告物条例の運用、電線の地中化等）を推進します。
- ◆ 景観重点整備地区となっている葦山反射炉周辺は、これら地区のシンボルである葦山反射炉と調和する周辺部の景観づくりを進め、後世に保存継承を図ります。
源氏山や葛城山・城山は、郷土の特徴的な景観として、積極的な保全を図ります。
- ◆ 本市を通過する、伊豆中央道、国道 136 号や伊豆スカイライン等からの眺望は、本市のイメージを形成する重要な景観として、今後とも保全します。
- ◆ 長岡温泉及び古奈温泉周辺、葦山反射炉周辺のほか、狩野川さくら公園、千歳橋堤外地公園を、景観形成を図る拠点の緑に位置付けます。また、観光資源を活かし、引き立てる緑の景観形成に努めます。
- ◆ 景観構成系統の緑地として、市街地や丘陵地及び里山の緑地を保全・活用します。
- ◆ 丘陵地では、市街地からの緑の景観を形成する緑地として、地域森林計画対象民有林や保安林を保全します。
- ◆ 里山では、市内の緑の景観を形成する要素として今後も緑を保全するとともに、市民が憩える場として活用します。